

番号	事件名	事件の概要	進行状況等
2	懲戒処分取消請求事件（福島地裁昭和36年行第9号）	<p>昭和34年7月29日県立会津工業高等学校において県教育委員会主催の中学校の技術家庭研究協議会が開催された際、当時県教組両沼支部書記長白岩正吉外約30名が会場に侵入し妨害した。…(イ)</p> <p>昭和34年8月13日から16日までの3日間、上記白岩正吉が8月14日から16日まで開催された県教育委員会主催の昭和34年度小学校教育課程研究協議会について話し合いを求め、そのまま数度にわたる退去要請にかかわらず、県教委両沼出張所会議室にすわりこみ、同出張所の正常な運営を阻害した。……………(ロ)</p> <p>昭和34年10月6日から9日までの間、飯坂町で開催された東北北海道地区中学校教育課程研究協議会を阻止するため、県教組の指令のもとに県下教職員(他労組、他県教組のものを含む)約300余名が動員され妨害行動に参加した。また一部教職員はこの妨害行動に参加するため上司の許可なく無断で職場を離脱した。…(ハ)</p> <p>昭和34年9月8日、同11月27日、同12月10日の3回にわたり、勤務評定反対のための措置要求と称し、県下において多数の教職員が職場を離脱し、そのため多くの学校において正常な運営が阻害された。……………(ニ)</p> <p>上述(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の四つの行為は全体の奉仕者たる教育公務員としての服務に違反するものであるとして、昭和34年12月末当時県教組両沼支部書記長白岩正吉外52名に対し懲戒処分を行なったが、白岩正吉はこれを不服として昭和36年12月25日福島地方裁判所に訴の提起をなしたものである。</p>	<p>争点整理のための20数回の準備手続及び県教育委員会側の証人調が終了した段階である。昭和44年5月から原告側申請の証人調が行なわれたが、事件の内容が四つにわかれ原告数、申請証人数を併せ約200人に及ぶため、今後判決までには相当の年月を要する見込である。</p>
3	時間外勤務手当等請求事件（福島地裁昭和43年行ウ第3号～第22号うち第5号、第16号を除く）	<p>過去2年間における職員会議、修学旅行、クラブ活動の指導、臨海学校等について、正規の勤務時間を越えて勤務したと主張して福島市公立学校教員阿部寛志外28名が福島市外17市町村を相手としてその時間数に応じた時間外勤務手当の支払を求めて昭和43年5月16日及び17日の両日に福島地方裁判所に訴を提起したものである。</p> <p>※請求金額 計 270,043円</p>	<p>1 県教育委員会は直接の当事者ではないが、実際には県教育庁職員が各市町村の事務吏員に併任され、訴訟事務を行なっている関係から、県教育委員会が当事者的役割りを果たしている。</p> <p>2 現在まで被告側から事実に対する認否及び職員会議、修学旅行等が時間外勤務手当の対象にならない旨の準備書面を提出し、今後も若干の準備書面の提出のち、昭和45年1月より原告側の証人調に入っている。</p>
4	懲戒処分取消請求事件（福島地裁昭和43年行ウ第25号）	<p>昭和42年1月の衆議院議員選挙に際し、戸別訪問を行なったとして公職選挙法違反に問われ、昭和42年5月4日三春簡易裁判所から罰金1万円、公民権停止3年間の言渡を受けた田村郡三春町立沢石小学校教諭佐久間フミ子に対し、県教育委員会は教員の服務義務に違反したとして懲戒処分（戒告）を行なったところ、その取消を求めて昭和43年8月5日福島地方裁判所に訴を提起したものである。</p>	<p>現在まで当事者双方の釈明、準備書面の提出、福島地方検察庁郡山支部からの事件記録の送付等あり、昭和44年9月から原告側の証人調に入っている。</p>
5	退学処分取消請求事件（福島地裁昭和47年行ウ第1号）	<p>県立磐城高等学校校長は元同校生徒Aが正当な事由なくして無断欠席を重ねたのに対し自宅勤務に処したがAは服することなく、かえって処分は不当であると称して、学校において不法集会、ハントの支援等を行ない学校の秩序を著しく乱した。そのため学校長は無期停学、更に学則第29条第2項第4号に該当するとして退学処分を行なった。本件はその取消を求め請求した事案である。</p>	<p>3月中集中審理を行ない3月31日結審 5月初旬に判決の予定である。</p>

なお、昭和46年度において特記すべきことは仙台高等裁判所に係属中であつた転任処分取消請求事件（仙台高裁昭和41年行コ第1号、同2号）が解決したことである。本件はいずれも昭和39年度末教職員人事に際し退職勧奨を行なったが同意を得られなかったため新たな人事計画に基づいて転任処

分を行なったところ、報復人事であるとして転任処分の取消を求めて昭和40年4月に福島地裁に訴を提起し、以来二審に係属中であつたが47年1月6日に請求者側が訴えを取下げ7年振りに解決を見たものである。